

はまなす財団「はまなすアソシエイト」設置要項

1 趣旨

はまなす財団(以下、「財団」という。)と、地域づくりの最前線に立つ行政機関(以下、「地域行政機関」という。)が、地域の状況を共有し、相互理解の下で、北海道の活性化に向けた共創の取組を進めるため、当該機関に対し、財団との窓口役となる職員(「はまなすアソシエイト」(以下、「アソシエイト」という。))の設置を依頼する。

2 地域行政機関

本要項に定める地域行政機関とは、次の機関とする。

(1)基礎自治体関係

道内市町村、北海道市長会、北海道町村会、北海道市町村振興協会

(2)広域自治体関係

北海道

(3)国関係

北海道経済産業局、北海道開発局

3 本制度の運用イメージ

(1)財団からアソシエイトに対して

- ・ 財団が行う報道発表資料などの送付(適宜)
- ・ 財団職員訪問による意見交換(適宜)
- ・ 職員の地域づくりの知見向上に資する資料の送付(年4回)

(2)アソシエイトから財団に対して

- ・ 地域の状況に関する情報提供(適宜)

4 設置方法

(1)依頼

- ・ 財団は、本要項に基づき、2に定める地域行政機関にアソシエイトとなる職員の登録を依頼する。

(2)登録

- ・ 地域行政機関は、財団からの依頼に応じ、別紙様式 1 により、アソシエイトとなる職員を財団に報告する。
- ・ アソシエイトとなる職員は、財団との連絡、調整等を行う実務的責任者とする。

(3)更新

- ・ 財団は、毎年4月、地域行政機関に対して、登録情報の変更要否について照会を行う。
- ・ その他の期間において、登録情報に関する変更の必要があった際には、地域行政機関は、財団に対し、別紙様式 2 によりその旨を報告する。

附 則

この要項は、2024年2月 8 日から施行する。